

第2子中学生及び第3子以降小中学生の 学校給食費無償化について



市では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、同一生計の子どもを2人以上扶養している保護者が一定要件を満たす場合に、小牧市立の小中学校に通う子どもの第2子中学生及び第3子以降の小中学生の学校給食費を無償化（無料）とします。

本制度は、令和4年9月から対象者を第3子以降小中学生として開始しました。令和5年9月からは、第2子中学生も対象者とします。
対象者は毎年申請が必要です。

無償化の要件

※下記要件にすべて満たしている場合に、該当の保護者の方から申請により無償化の対象となります。

1. 同一生計で扶養している2番目の子どもが中学生または3番目以降の子どもが小中学生であること。
2. 保護者及び対象となる子どもが小牧市に住所を有すること。
3. 対象となる子どもが市立小中学校で給食の提供を受けていること。
4. 生活保護による給食費相当分の補助を受けていないこと。

申請方法

「小牧市学校給食費第2子生徒及び第3子以降児童生徒無償化申請書兼承諾書」に必要事項を記入のうえ、添付書類を裏面に貼り付け、お手持ちの任意の封筒に入れて、

第2子以降の長子が通学する学校に提出してください。

- 無償化対象者が複数いる場合は、申請書は1枚にまとめてください。
- 扶養している子のなかに、高校生以上の子がいる場合は、扶養している

ことが確認できる書類（健康保険証の写し、源泉徴収票の写し）を申請書に添付してください。

無償化する決定について

市は、学校経由で申請書を受け取り、申請内容を審査し無償化の要件をすべて満たしている場合は、無償化とする決定をし、申請者に通知します。合わせて学校に連絡します。

無償化は、決定した翌月以降にお子さんが給食を喫食した分から適用します。

無償化は、給食費を保護者口座等から徴収しないことにより実施します。

無償化とならない場合について

申請内容が無償化の要件に満たさない場合は、無償化となりませんので、無償化を却下する決定をし、申請者に通知します。合わせて学校に連絡します。

無償化とならない場合は、引き続き給食費を納付していただきます。

無償化を止める場合について

中学卒業や市外転出の場合は、無償化の対象から外れます。

無償化後に生活保護受給が開始された場合は、生活保護の教育扶助が優先されますので、無償化を止めることとなり、無償化を停止する決定をし、保護者に通知します。合わせて学校に連絡します。

無償化停止となった場合は、停止決定の翌日の給食の喫食分から給食費を納付していただきます。

年度途中の申請

市外から転入した場合は、学校経由で申請書を提出してください。申請内容を審査のうえ、無償化決定又は無償化却下決定のいずれかの通知をします。合わせて学校に連絡します。

無償化の対象となる例

事例	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象となる子
例1	23歳無就労	高校生	市立 中学生	市立 小学生	第3子と第4子 ※申請：第3子の学校へ
例2	22歳大学生	高校生	市立 中学生	市立 小学生	第3子と第4子 ※申請：第3子の学校へ
例3	22歳就労者 (社会保険加入)	高校生	市立 中学生	市立 小学生	第4子
例4	高校生	私立 中学生	市立 小学生		第3子
例5	高校生	市立 中学生	私立 小学生		第2子
例6	22歳大学生	無就労 無就学	市立 中学生	市立 小学生	第3子と第4子 申請：第3子の学校へ

ご不明な点があれば各学校給食センターにお問い合わせください。

連絡先：小牧市教育委員会事務局 学校給食課

北部学校給食センター ☎0568-41-3251

東部学校給食センター ☎0568-79-4833

南部学校給食センター ☎0568-42-0363